

楠中央緑地複合遊具施設製作・設置業務委託プロポーザル（公募型）を実施するにあたって、プロポーザル方式による相手方の候補者を選定する募集を下記のとおり公告する。

平成27年 3月16日

四日市市長 田中 俊行

## 1 業務概要

### (1) 業務名

楠中央緑地複合遊具施設設計・施工業務

### (2) 発注方式

本業務は、企画・提案により製作・設置業務の請負者を特定した上で、複合遊具の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の業務である。

### (3) 業務概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ①複合遊具設計・製作             | 一式 |
| ②複合遊具設置業務（基礎含む）        | 一式 |
| ③複合遊具設置に伴う整地業務（必要に応じて） | 一式 |

### (4) 期間

契約の締結日から平成27年11月30日まで

### (5) 場所

三重県四日市市楠町北五味塚地内 楠中央緑地

### (6) 設置スペース

A：約 350m<sup>2</sup>（安全領域を含む）

B：約 60m<sup>2</sup>（安全領域を含む）

### (7) 予定価格（上限額）

A+B：17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (8) 設置予定遊具等

- ①大型複合遊具 2基以上
- ②その他 予定価格の範囲内で必要な遊具等の提案をすること。

## 2 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 一般社団法人 日本公園施設業協会に加盟している事業者であり SP 認定企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で

あること。

- (3) 平成 13 年度以降で請負金額 1 千万円以上の複合遊具の製作・設置実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。なお、共同企業体として有する実績については、当該共同企業体に対する出資比率が 20%以上である場合に限り認める。
- (4) 公告から業務請負候補者の決定の日までの期間において市から入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四日市市請負工事入札参加資格者名簿に登載されている者で「とび・土工・コンクリート工事」の業種について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を有する者であること。
- (7) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にある一般社団法人 日本公園施設業協会技術資格認定制度の公園施設製品安全管理士を配置できること。
- (8) 参加申込者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にある主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。）又は監理技術者（建設業法第 27 条の 18 第 1 項に規定する管理技術者資格者証の交付を受けている者で、管理技術者講習修了証の交付を受けているもの）を有する者を配置できること。

### 3 その他

別添の実施要綱による。

### 4 実施要綱等の配布場所

市ホームページからダウンロードしてください。

### 5 担当課

四日市市都市整備部市街地整備・公園課公園係

Tel : 059-354-8197 Fax : 059-354-8404

e-mail : [shigaichiseibi@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:shigaichiseibi@city.yokkaichi.mie.jp)